

に改める。

附則第2項中「該当する者が、令和3年3月31日」を「該当し、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者が、令和4年3月31日」に改める。

様式第1号中

富山県信用漁業協同組合連合会

を

東日本信用漁業協同組合連合会

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び様式第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県沿岸漁業改善資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(水産漁港課)

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第28号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第53条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項」を「会計管理者は、職及び職印」に、「氏名又は印鑑」を「職印」に改め、同条各

号を削る。

第55条第2項中「とらせるとともに、債権者に口座振替案内書を送付しなければ」を「とらせなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第60条第1項中「、口座振替一覧表又は口座振替案内書」を「又は口座振替一覧表」に改める。

第162条中「2通」を削る。

第165条を次のように改める。

第165条 削除

第166条第1項中「1通」を削る。

第169条中「第161条から第166条まで」を「第161条から第164条まで及び第166条」に、「、「会計管理者」を「「会計管理者」と、第162条中「を作成」とあるのは「2通を作成」と、第166条第1項中「検査調書」とあるのは「検査調書1通」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定金融機関等に対する検査並びに徴収等受託者及び支出事務受託者に対する検査の検査員は、検査を終了したときは、検査調書のうち1通に検査を終了した旨、検査年月日及び氏名を記載し、検査を受けた者に交付しなければならない。

別表第2中

「富山県教育委員会行政組織規則第5条の規定により置かれた室及び課（課長補佐を置く室及び課を除く。）		を
「富山県教育委員会行政組織規則第5条の規定により置かれた室及び課（課長補佐を置く室及び課を除く。）		に改める。
警察本部警察相談課	課長	」

別表第7中「富山県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(出 納 課)

正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第11号

総合政策局国際課

富山県総合政策局国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程
の一部を改正する訓令

富山県総合政策局国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する規程（平成21年
富山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

生活環境文化部国際課

題名を次のように改める。

富山県生活環境文化部国際課旅券センターの職員の勤務時間に関する
規程

第1条中「富山県総合政策局国際課旅券センターの」を「富山県生活環境文化部
国際課旅券センターの」に、「富山県総合政策局国際課旅券センター高岡支所」を
「富山県生活環境文化部国際課旅券センター高岡支所」に改める。

第3条第1項中「富山県総合政策局国際課長」を「富山県生活環境文化部国際課
長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県総合政策局消防課防災航空センターの職員の勤務時間に関する規程の一部
を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第12号

総合政策局消防課

富山県総合政策局消防課防災航空センターの職員の勤務時間に関する
規程の一部を改正する訓令

富山県総合政策局消防課防災航空センターの職員の勤務時間に関する規程（平成21年富山県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

危機管理局消防課

題名を次のように改める。

富山県危機管理局消防課防災航空センターの職員の勤務時間に関する
規程

第1条中「富山県総合政策局消防課防災航空センターの職員（富山県総合政策局消防課防災航空センター所長及び富山県総合政策局消防課防災航空センター所長代理）」を「富山県危機管理局消防課防災航空センターの職員（富山県危機管理局消防課防災航空センター所長及び富山県危機管理局消防課防災航空センター所長代理）」に改める。

第2条第2項中「富山県総合政策局消防課長」を「富山県危機管理局消防課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事	新	田	八	朗
富山県公営企業管理者	山	本		修
富山県教育委員会教育長	伍	嶋	二	美男
富山県警察本部長	杉	本	伸	正

富山県訓令

富山県公営企業管理規程
第1号

富山県教育委員会訓令

富山県警察本部訓令

本 庁
企 業 局
教育委員会事務局
警 察 本 部

富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令

(富山県庁議運営規程の一部改正)

第1条 富山県庁議運営規程 $\left[\begin{array}{c} \text{富山県訓令} \\ \text{富山県営電気事業管理規程} \\ \text{富山県教育委員会訓令} \\ \text{富山県警察本部訓令} \end{array} \right. \text{昭和45年 第1号} \left. \right]$ の一部

を次のように改正する。

第3条第1項中「、公営企業管理者、政策監」及び「、危機管理監」を削り、同条第3項中「総合政策局長」を「知事政策局長」に改める。

第5条中「総合政策局」を「知事政策局」に改める。

(富山県次長会議運営規程の一部改正)

第2条 富山県次長会議運営規程 $\left[\begin{array}{c} \text{富山県訓令} \\ \text{富山県営電気事業管理規程} \\ \text{富山県教育委員会訓令} \\ \text{富山県警察本部訓令} \end{array} \right. \text{昭和39年 第1号} \left. \right]$ の

一部を次のように改正する。

第3条中「の次長」の次に「(次長を置かない局又は部にあつては、当該局又は部の長が指定する職員)」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

富山県有建物防火査察規程を廃止する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事 新田 八朗

富山県教育委員会教育長 伍嶋 二美男

富山県訓令
第1号
富山県教育委員会訓令

本庁
出先機関
教育機関
県立学校

富山県有建物防火査察規程を廃止する訓令

富山県有建物防火査察規程〔昭和42年富山県訓令第1号富山県教育委員会訓令〕は、廃止する。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

(管財課)